○国見町移住希望者お試し滞在宿泊費支援事業補助金交付要綱

|  |
| --- |
| (令和6年10月1日告示第98号) |

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　多くの移住希望者が国見町を訪れ、国見町への理解を深める機会を創出し、関係人口拡大及び国見町への移住促進を図るため、ふくしま移住希望者支援交通費補助金交付要綱（平成29年6月27日付け29地づ第218号福島県企画調整部長通知。以下「県要綱」という。）に基づく補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定を受けた移住希望者が行う国見町での現地活動に要する宿泊費用の一部に対し、国見町移住希望者支援お試し滞在宿泊費支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、国見町補助金等の交付等に関する規則（昭和63年国見町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　移住希望者　国見町内への移住（二拠点居住を含む。）を希望又は検討している個人で、福島県外に居住している者をいう。

(2)　宿泊施設　旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿泊所営業を行う施設をいう。

(3)　現地活動　移住希望者による移住の実現に向けた国見町内への訪問活動をいう。

(4)　同行者　福島県外に居住し、移住希望者とともに現地活動を行う18歳以上の者をいう。

(補助対象者)

第3条　この補助金の対象者は、移住の準備等のために国見町を訪問する18歳以上の移住希望者であって、次の各号に掲げる要件の全てに該当するもの（以下「補助対象者」という。）とする。

(1)　県要綱に基づき、県補助金の交付決定を受けた者

(2)　対象となる現地活動期間中に、国見町移住政策担当課の職員と面談し移住相談をした者

(3)　当該年度において、この告示による補助金の交付を受けていない者

(4)　国見町暴力団排除条例（平成24年国見町条例第1号）に規定する暴力団員を含む反社会的勢力（以下「暴力団員等」という。）でない者

(5)　本人名義で対象宿泊施設を予約し、宿泊した者

2　前項の補助対象者に同項第1号から第4号までに掲げる要件の全てに該当する同行者がいる場合には、当該同行者を補助金の対象者とする。

(補助対象経費等)

第4条　補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象者及び補助対象となる同行者1名が国見町内の宿泊施設に宿泊した経費（追加サービス及び付帯施設の利用料金等は除く。）とする。ただし、1棟貸切り型の宿泊施設に宿泊した場合は、18歳以上の宿泊者数に応じて按分し、1人1泊当たりの宿泊した経費を割り出すものとする。

(補助金の額)

第5条　補助金の額は、対象経費の2分の1以内で、1人1泊当たり5,000円を補助額の限度とし、宿泊数は5泊までを限度とする。なお、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書兼完了実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、県補助金の交付決定から起算して1年以内に、町長に提出しなければならない。

(1)　県要綱第7条に基づき交付されたふくしま移住希望者支援交通費補助金交付決定通知書の写し

(2)　対象経費が分かる領収書等の写し

(3)　その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条　町長は、前条の申請を受けたときは、当該申請書等の内容を審査及び調査し、補助金交付の適否及び補助金額を判断し、補助金交付決定通知書兼額確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金交付請求書（第3号様式）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を求めるものとする。

(1)　偽りその他不正な手段により当該交付決定を受け、又は受けようとしたとき。

(2)　規則又はこの告示並びに関連法令に違反する行為があったとき。

(3)　その他町長が不適当と認めたとき。

2　町長は、前項の規定により補助金の交付決定の一部若しくは全部を取り消すとき、又は交付した補助金を返還させるときは、補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第10条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

補助金交付申請書兼完了実績報告書

[別紙参照]

第2号様式(第7条関係)

補助金交付決定通知書兼額確定通知書

[別紙参照]

第3号様式(第8条関係)

補助金交付請求書

[別紙参照]

第4号様式(第9条関係)

補助金交付決定取消通知書兼返還命令書

[別紙参照]